

知的財産権取扱規程

平成 23 年 7 月 14 日制定

平成 24 年 11 月 6 日改正

平成 25 年 9 月 2 日改正

平成 26 年 8 月 1 日改正

技術研究組合 NMEMS 技術研究機構

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、技術研究組合 NMEMS 技術研究機構（以下「組合」という。）が実施する試験研究に係わる研究従事者が、その職務により得た知的財産権の取扱いについて規定し、その公正な取扱を保証し、もって研究を促進し、研究成果の普及及び有効利用を図ることを目的とする。

この規程は、さらに、組合が試験研究を実施するにあたり、組合の構成員（以下「組合員」という。）の試験研究実施場所において試験研究に従事する研究者が、その試験研究により得た知的財産権の取扱いについて規定し、その公正な取扱を保証し、もって発明及び研究意欲の向上、研究成果の普及及び有効利用を図ることをも目的とする。

(定義)

第 2 条 「試験研究」とは、新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）の委託事業又は共同研究事業ならびに組合が事業として実施する研究開発をいう。

2 「実施計画書」とは、試験研究を実施するために、組合と NEDO が締結した業務委託契約又は共同研究契約（以下、業務委託契約及び共同研究契約を総称して「NEDO 原契約」という。）で定められた実施計画書をいう。

3 「研究従事者」とは、次の各号に掲げる者の総称をいう。

一 「組合研究者」とは、組合が採用した者で、試験研究に従事するために当該試験研究の実施計画書に登録した研究者をいう。

二 「出向研究者」とは、組合員が試験研究に従事させるために組合に出向させ、組合が組織した試験研究実施場所又は組合員の試験研究実施場所で就業し、当該試験研究の実施計画書に登録した研究者をいう。

三 「交流研究者」とは、試験研究のために組合に設置される委員会への参加、試験研究を推進するために必要な研究業務及び研究支援業務のため、当該試験研究の実施計画書に登録した研究者をいう。

四 「研究機関研究者」とは、組合員たる研究機関が組合に出向の形態をとらず、研究機関に在籍したまま試験研究に従事し、当該試験研究の実施計画書に登録した研究者をいう。

- 五 「兼業研究者」とは、試験研究に従事させるために研究機関の兼業許可を受け組合が採用し、当該試験研究の実施計画書に登録した研究者をいう。
- 六 「再委託研究者」とは、試験研究に関し、組合と再委託契約を結んだ者（以下「再委託契約者」という。）が試験研究に従事させるために登録した研究者をいう。
- 七 「共同研究研究者」とは、試験研究に関し組合と共同研究契約を結んだ者（以下「共同研究契約者」という。）が試験研究に従事させるために登録した研究者をいう。

4 本規程に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「組合員」とは、組合を構成する企業、団体、研究機関をいう。
- 二 「研究機関」とは、大学、独立行政法人研究機関及び地方独立行政法人研究機関をいう。
- 三 「研究統轄者」とは試験研究の運営の責務を課せられた者をいい、試験研究ごとに、理事長が任命した者をいう。
- 四 「所属機関」とは、研究従事者が「組合研究者」にあつては組合を、研究従事者が「出向研究者」にあつては出向元である組合員を、研究従事者が「交流研究者」にあつては在籍する組合員を、研究従事者が「研究機関研究者」にあつては在籍する研究機関を、研究従事者が「兼業研究者」にあつては在籍する研究機関を、研究従事者が「再委託研究者」にあつては在籍する研究機関、研究従事者が「共同研究研究者」にあつては在籍する研究機関をいう。
- 五 「知財委員会」とは、組合の組織規程第 5 条に定める知的財産権委員会をいう。
- 六 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育成者権をいう。
- 七 「著作権」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利並びに外国における上記権利に相当する権利をいう。
- 八 「産業財産権等」とは、産業財産権を受ける権利、産業財産権及び著作権をいう。
- 九 「知的財産権」とは、産業財産権等及び第 15 条第 1 項に規定するノウハウをいう。
- 十 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 2 条に規定する発明
 - ロ 実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 2 条に規定する考案
 - ハ 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条に規定する意匠の創作
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）第 2 条に規定する回路配置の創作
 - ホ 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 2 条に規定する植物体の品種の育成
 - ヘ 著作物の創作
 - ト 第 15 条に規定するノウハウの案出
- 十一 「試作品等」とは、本研究においてなされた研究開発成果（ソフトウェアを含む）としての提供物をいい、次に掲げるものをいう。
 - イ 本研究において創作又は取得されたものであって、本研究の目的を達成したこと

を示すもの

- 口 本研究において創作又は取得されたものであって、イを得るのに利用されたもの
- ハ イ又は口を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

第2章 知的財産権

(産業財産権等の帰属)

第3条 研究従事者が単独でなした発明等または同じ所属機関の複数の研究従事者が共同でなした発明等にかかる産業財産権等は、次の各号に定めるとおり、当該研究従事者の所属機関に帰属する。

- 一 発明者が組合研究者であった場合は組合または組合員に帰属する。
- 二 発明者が出向研究者であった場合は発明者の所属機関に帰属する。
- 三 発明者が交流研究者であった場合は発明者の所属機関に帰属する。
- 四 発明者が研究機関研究者であった場合は発明者の所属機関に帰属する。
- 五 発明者が兼業研究者であった場合は組合または組合員に帰属する。

ただし、組合が兼業発明者の所属機関から兼業許可を受ける際、兼業発明者の所属機関に別の定めがあるときは、当該発明者の所属機関と協議し、NEDOの承認を得て、当該発明者の所属機関に帰属させることができる。

- 六 発明者が再委託研究者であった場合は発明者の所属機関に帰属する。
- 七 発明者が共同研究研究者であった場合は発明者の所属機関に帰属する。

2 所属機関が異なる複数の研究従事者が共同でなした発明等(以下「共同発明」という。)にかかる知的財産権は、第6条第2項で協議された当該発明者の寄与度によって当該研究従事者の所属機関に帰属する。

3 本条第1項及び第2項による帰属は、第11条(出願の通知)、第12条(出願後の状況通知)及び第25条(バイ・ドール調査への協力)の規定に基づき組合に報告することを条件として、当該研究者従事者の所属機関へ帰属する。

(発明等の届出)

第4条 研究従事者は、試験研究の履行の過程で発明等の創出をしたときには、速やかに第5条の事前協議を行い、その後、別に定める「発明届出書」を、組合事務局を經由して当該試験研究の研究統轄者に届け出なければならない。

2 複数の研究従事者が共同で発明等の創出をしたときには、当該発明等への寄与度が最も高い研究従事者(以下「筆頭発明者」という。)が発明届出書を届け出なければならない。

3 所属機関が異なる研究従事者が共同で発明等の創出(以下「共同発明」という。)をしたときには、筆頭発明者が発明届出書を届け出なければならない。

(事前協議)

第5条 発明等の創出をした研究従事者は、第4条で定めた発明届出書の提出前に、当該研究従事者のそれぞれの所属機関と、その発明等の内容、発明者の氏名及び所属機関、発明者の発明等への寄与度、産業財産権等の権利帰属及び持分について、予め協議しなければならない。

2 共同発明については、発明者となる者との間で筆頭発明者を協議し、筆頭発明者となる者が他の発明者となる者に、前項で定める協議を行うよう通知しなければならない。

(出願の可否に関する決定)

第6条 発明等の創出をした研究従事者の所属機関は、第5条の事前協議において、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否について決定しなければならない。

2 共同発明については、当該研究従事者のそれぞれの所属機関が、その発明等の内容、発明者の氏名及び所属機関、発明者の発明等への寄与度、産業財産権等の権利帰属及び持分について協議し、出願の可否について決定しなければならない。

(発明等の認定及び協議)

第7条 研究統轄者は、第4条による届出があったときは、届出の内容が当該試験研究の成果であることを認定しなければならない。

2 研究統轄者は、前項の認定に際し、発明者及び産業財産権等の権利の帰属者を確認しなければならない。

3 研究統轄者は、当該試験研究の成果であることの認定及び発明者及び産業財産権等の権利の帰属者の確認に際し、当該発明等の創出をした研究従事者及び当該研究従事者の所属機関と協議を行うことができる。このとき当該発明等の創出をした研究従事者及び当該研究従事者の所属機関は、誠意をもって対応するものとする。

(産業財産権の出願事務及び出願・維持管理費用)

第8条 第6条により産業財産権の権利者となり得る所属機関は、当該産業財産権に関して速やかに出願の手続きを行うものとする。

2 研究従事者が単独でなした発明等又は同じ所属機関の複数の研究従事者が共同でなした発明等の出願事務は、権利者となり得る所属機関が行い、その出願・維持管理費用は権利者となり得る所属機関が負担する。

3 共同発明の出願事務は、権利者となり得る所属機関が、別途、出願内容及び権利の持分、出願国、出願・維持管理費用の負担等を定めた「共同出願契約」を締結し、共同で出願を行うものとする。ただし、共同発明者に研究機関研究者又は再委託研究者が含まれる場合、研究機関研究者又は再委託研究者の所属機関の出願・維持管理費用の負担分については、共同発明者の各所属機関で協議のうえ決定する。

4 前項の規定により共同で行う出願手続き等において、幹事担当者を定めることができる。

これら出願手続き等は、出願代理人の選定及び依頼、出願及び出願番号の報告、審査請求、登録又は放棄に至るまでの中間手続き、査定不服審判申立、審決取消訴訟、並びに登録後の権利維持手続き等を含むものとする。

- 5 前項の規定により幹事担当者となった所属機関は共同出願人及び共有権者に対しその権利を損なうことのない時機に所要の報告を行い、必要に応じ当該出願手続き等につき事前に協議決定するものとする。
- 6 共有の産業財産権を外国出願するときは、出願人は他の共同出願人と事前にその条件を協議し、その協議を踏まえ決定するものとする。
- 7 発明者たる研究従事者は、産業財産権の出願に必要な書類の作成に協力しなければならない。かかる義務は当該発明者が研究従事者の職を退いた後といえども同様とする。

(出願の放棄及び譲渡)

第9条 第3条第1項及び第2項に規定する産業財産権等の権利を有する帰属者は、その出願について出願を放棄又は取下げ、又は産業財産権を受ける権利を譲渡することができる。

- 2 前項の帰属者は、産業財産権を受ける権利を組合員以外の第三者に譲渡する場合は、事前に組合の同意を得なければならない。
- 3 共同出願について、いずれの共同出願人も、共同出願の手続き等のある時点において何等かの理由で当該出願を放棄又は取下げすることが共同出願人の利益に適うと判断したときは、他の共同出願人と協議を行い、当該出願の放棄又は取下げ、又は産業財産権を受ける権利を譲渡、あるいは放置するか否かを決定する。

(持分の放棄及び譲渡)

第10条 共同発明に基づく産業財産権(以下「共有の産業財産権等」という。)について、いずれの共同出願人も、産業財産権の価値に比較して特許料などの負担が合理的でないと判断するに至ったとき、その他何等かの理由があるときは、他の共同出願人と協議を行い、当該権利にかかる自己の持分を放棄又は他の共同出願人に譲渡し、その後の費用負担を回避することができる。

- 2 第8条第4項で規定する幹事担当者がその持分を放棄するとき、他の共同出願人は、協議のうえ、次の幹事担当者を選定する。
- 3 共同出願人は、その持分を共同出願人以外の第三者に譲渡する場合は、他の共同出願人と協議し事前同意を得なければならない。
- 4 本条第1項乃至第3項の協議において、共同出願人は、その後の出願手続き等の費用負担及び持分譲渡のための手続き等を定めるものとする。

(出願の通知)

第11条 第8条の規定により産業財産権の出願(PCT国内書面(以下「国内書面」とい

う。)の提出を含む。)を行った所属機関は、出願番号、出願日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人及び発明の名称(国内書面を除く。)が確認できる書類(以下「書誌的事項を示す書類」という。)の写しを添付して、別に定める「産業財産権出願通知書」を、出願の日(国内書面の提出にあたっては提出日)から60日以内(ただし、外国への出願及び外国への国内書面提出の場合は90日以内。)に組合事務局を經由して当該試験研究の研究統轄者に提出しなければならない。

- 2 産業財産権の出願を行う所属機関は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、記載例を参考にして出願に係る書類に国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例】

(特許願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)

『平成 年度、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「
」委託研究(共同研究にあつては「共同研究」に置き替え)産業技術力強化
法第19条の適用を受ける特許出願』

- 3 前項に規定する記載を行わなかったことが判明し、かつ、組合の指導に従わないときは、当該産業財産権を無償でNEDOに譲り渡さなければならない。
- 4 共同発明の出願に係る本条第1項に規定する産業財産権出願通知書の提出は、第8条第4項により定められた幹事担当者が行う。

(出願後の状況通知)

第12条 第8条の規定により産業財産権の出願を行った所属機関は、産業財産権の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号(回路配置利用権及び育成者権を除く。)登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して別に定める「産業財産権等出願後状況通知書」を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から60日以内(ただし、外国の場合は90日以内。)に組合事務局を經由して当該試験研究の研究統轄者に提出するものとする。

- 2 試験研究により生じた発明等の著作物(成果報告書その他これに類するものを除く)の著作権のうち、次の各号に掲げるものについては、速やかに創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等の書誌的事項をしめす書類又は著作物の電子ファイル化したもの1部を添付して別に定める「産業財産権等出願後状況通知書」を組合事務局を經由して当該試験研究の研究統轄者に提出するものとする。

- 一 著作権法第2条に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権(以下「プログラム等の著作権」という。)
- 二 前号のプログラム等の手引書その他これに類するもの
- 三 著作権の行使又は第三者への著作物の利用の許諾を行うもの

(発明補償等)

第 13 条 出願補償金、登録補償金、実施補償金、その他の褒賞金等の発明補償等は、第 3 条の規定により権利を有することになる所属機関又は権利を有する所属機関がそれぞれの権利をもたらした発明者に対し、それぞれの定めに従って支払うものとする。

(試作品等の提供に伴う改良発明)

第 14 条 研究従事者が、当該研究従事者の所属機関以外の所属機関から試作品等の提供を受けて当該試作品等に係る新たな発明等の創出をしたときには、原則として、当該発明等に係る産業財産権の権利は当該研究従事者の所属機関と当該試作品等を提供した所属機関の共有とする。

2 前項に基づく共有は、当該試作品等の貢献度及び各自の貢献度を考慮して当該研究従事者の所属機関と当該試作品等を提供した所属機関と協議のうえ持分比率を決定するものとする。

3 第 1 項において、研究従事者が、第 2 条で定義する試作品等に該当しないと思われる物品 (以下「提供物」という。) の提供を受け、当該提供物に係る新たな発明等の創出をしたときは、当該提供物を提供した所属機関に通知するものとし、当該発明等に係る産業財産権の権利及び権利の持分比率について当該研究従事者の所属機関と当該提供物を提供した所属機関と協議し、決定するものとする。

(ノウハウの特定)

第 15 条 研究統轄者は、成果報告書に記載された当該試験研究の成果に係る産業財産権等の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能で財産価値があるとしたものについては、ノウハウとして速やかに書面にて特定する。

2 研究統轄者は、前項の特定に際し、組合員又は研究機関からノウハウとして特定すべき部分が示された技術情報に基づき行うものとする。

3 本条第 1 項で特定したノウハウについては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

4 前項の秘匿すべき期間は、当該事業年度の終了日の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、開示することができる。

一 輸出許可の取得のために守秘義務を付して開示する場合

二 試験研究を実施するため、又は自己の研究開発を行う目的のために、必要な第三者に対し、守秘義務を付して開示する場合

なお、開示をしようとする者は、かかる第三者への開示に先立ち、開示する事項、時期、方法等、開示に関する情報を、研究統轄者へ書面により事前に通知することを必要とするものとする。

5 本条第 1 項において特定したノウハウについて、特定後において必要があるときは、研究統轄者は NEDO と協議のうえ、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究成果および発明等の開示)

第 16 条 研究従事者は、試験研究の結果生じた自己の研究成果及び発明等（以下、単に「研究成果」という。）を組合が組織した試験研究実施場所において相互に開示し討論すること、また当該研究従事者の所属機関に開示し相談することができるものとするが、これらを組合及び組合員以外の第三者に開示又は発表すること、ならびに未公開の産業財産権出願書類の開示については、以下の各項の制限を設ける。

2 研究成果を発表又は公開を行おうとする研究従事者は、自己の研究成果のうち、未出願又は未公開の産業財産権等及びノウハウに係わるもの以外のものを、発表又は公開することとする。

3 前項の規定に基づき発表又は公開する場合において、記載例を参考にしてその内容が試験研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託研究（共同研究にあつては「共同研究」に置き替え）の結果得られたものです。」

4 研究従事者は、前項により発表又は公開するときには、別に定める「外部発表に関する届出書」に、発表の形態、発表日、発表内容の概略、特許出願状況等を記載し、研究成果の発表又は公開を行おうとする日の 30 日前までに組合事務局を經由して当該試験研究の研究統轄者に届出て承認を得るものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 研究従事者、組合職員、及び研究従事者の所属機関において試験研究の研究成果に関連する情報について知り得る者は、次の各号の一のいずれかに該当する情報を秘密情報として保持する。

- 一 書面その他の有体物及び電子データにより開示又は提供された情報であつて、開示日及び秘密である旨の明示がされたもの
- 二 秘密である旨が告知された上で、口頭その他の前号以外の方法によって開示又は提供された情報であつて、開示又は提供後 30 日以内に当該開示又は提供内容等を特定したうえで秘密である旨を明示した書類の提示がなされたもの
- 三 前二号に拘わらず、秘密である旨が明示又は告知されずに開示又は提供された情報であっても、開示又は提供後 30 日以内に当該開示又は提供内容等を特定したうえで秘密である旨を明示した書類の提示がなされたものは、秘密情報として取り扱われるものとする。

2 前項に拘わらず、次の各号の一のいずれかに該当する情報は、秘密情報には該当しないものとする。

- 一 開示を受けた時点において、既に公知又は一般に入手可能であった情報
- 二 開示を受けた時点において、開示を受けた当事者が既に保有していたもので、既に自己が所有していたことを証明し得る情報

- 三 開示を受けた後に、自己の行為によらずに公知又は一般に入手可能になった情報
- 四 開示を受けた後に、秘密情報を用いずに自己が独自に開発したことを証明し得る情報
- 五 第三者から秘密保持義務を課されることなく正当に入手した情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 七 法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報

第3章 知的財産権の実施

(組合及び組合員の責務)

第18条 試験研究の研究成果の利用・普及に際しては、組合が試験研究の成果を国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努める責務があることから、試験研究により生じた産業財産権について、当該産業財産権の権利者は組合員として組合と協力し、国内外で広く活用されるように努めるものとする。

- 2 組合は、事業化あるいは標準化を想定した知的財産情報の共有を図り、組合員はこれに協力するものとする。

(産業財産権の第三者への実施許諾)

第19条 産業財産権の権利者は、非独占的な通常実施権を許諾することができるものとする。

- 2 共有の産業財産権の権利者は、他の共有産業財産権者の同意を得て、第三者に対し非独占的な通常実施権を許諾することができるものとする。このとき、他の共有産業財産権者は、合理的な理由なくしてこの同意を拒否もしくは延期してはならない。
- 3 産業財産権の権利者は、前項の実施許諾条件を設定するにあたり、当該産業財産権が国の研究成果であること及びその成果を普及させるため、合理的な条件とするよう努めるものとする。
- 4 第三者に産業財産権の実施を許諾した当該産業財産権の権利者は、組合に対して別に定める「知的財産権利用届出書」を遅滞なく提出するものとする。

(共有産業財産権の自己実施)

第20条 共有の産業財産権の権利者は、当該共有産業財産権を無償で非独占的に自ら実施することができるものとする。

- 2 かかる自らの実施には、自己の実施を目的とした範囲において子会社(会社法の定義による)による実施ならびに第三者に製造委託の行為を含むものとし、第三者に製造委託をする場合には、自己の範囲及びその実施の条件については他の共有産業財産権の権利

者と協議し、その取り決めを行うものとする。

- 3 共有の産業財産権の権利者が自ら実施（教育及び学術研究を目的とする場合を除く）したときは、他の共有産業財産権の権利者並びに組合に対して別に定める「知的財産権利用届出書」を遅滞なく提出するものとする。

（試作品等の提供に伴う改良発明に基づく産業財産権の実施）

第 21 条 第 14 条第 3 項で規定する提供物に伴う改良発明に基づく産業財産権が、提供物の提供を受けた研究従事者の所属機関の単独の権利とされた場合の産業財産権の実施は、その産業財産権の第三者への実施許諾の条件、及び自己実施の実施条件について、当該提供物を提供した所属機関と当該提供物の提供を受けた研究従事者の所属機関者との間で協議するものとする。

（優先実施権）

第 22 条 第 20 条第 1 項の規定に拘らず、共有の産業財産権の権利者は、一方の権利者が自ら優先的に実施しようとして申し出た場合又は一方の権利者の指定する者に優先的に実施させようとして申し出た場合は、他の権利者と実施料の支払い及び出願等費用の負担の有無、第三者に対する実施許諾の是非並びに他の条件について協議し、次の各号のもとにおいて優先実施権を設定することができるものとする。

- 一 産業財産権の実施促進又は当該研究成果の普及促進のために合理的かつ必要である場合であること。
- 二 優先実施期間は、産業財産権の出願の日から 6 年を超えない期間であること。
- 三 組合に対して別に定める「知的財産権利用届出書」を遅滞なく提出すること。

（組合員への実施許諾）

第 23 条 産業財産権等の権利者は、組合員への実施許諾条件が第三者への実施許諾条件より不利にならないことを主眼として協議するものとする。

（譲渡等の制限）

第 24 条 第 3 条及び第 8 条及び第 9 条に基づき産業財産権を有する者は、組合員以外の第三者に対してその持分を譲渡し、その持分を目的として質権を設定する場合は、事前に当該産業財産権を有する他の共有者及び組合の同意を得なければならない。

（バイ・ドール調査への協力）

第 25 条 第 3 条により産業財産権の権利を有する者は、NEDO が実施する知的財産権の利用状況調査（バイ・ドール調査）に対して回答するものとする。

第4章 その他

（実用新案権への準用）

第26条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、第2章及び第3章の規定を準用する。

（半導体集積回路配置利用権の取扱）

第27条 半導体集積回路配置利用権及び半導体集積回路配置利用権の設定の登録を受ける権利については、必要に応じ別途定めるものとする。

（著作権の取扱）

第28条 著作権の取扱については、第12条第2項で定めた事項の他は、必要に応じ別途定めるものとする。なお、組合及び組合員は、自己に属する研究従事者が、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないようにそれぞれで処置しなければならない。

（本規程に定めのない事項の取扱）

第29条 本規程に定めのない事項及び施行にあたり疑義を生じた事項については、NEDO 原契約で規定する知的財産取扱事項を優先し、知財委員会において審議決定する。
2 知財委員会は、前項の審議決定に資するため別途学識経験者等に相談することができる。

（遵守義務）

第30条 試験研究に従事する研究従事者および研究従事者の所属機関は、本規程で定める義務を遵守するものとする。

（存続条項）

第31条 試験研究が終了し、又はNEDO 原契約が解除された場合であっても、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条については、各条項の対象事由が消滅するまで、引き続き効力を有するものとする。

附則

1. この規程は、組合の設立日から施行する。
2. 本規程を改正する場合は知財委員会において審議し、理事会で決定する。
3. この規程の実施のための細則・要領等は、必要に応じて理事長が別に定める。